

## 日本医療保育学会認定 「医療保育専門士」 資格更新制度

資格認定委員会規程第 5 条に基づき、日本医療保育学会認定 「医療保育専門士」 資格更新制度について以下のように定める

1. 認定証の有効期間は、認定日より 5 年経過した後の 3 月 31 日までとする。
2. 認定更新申請の受付は、前年の 9 月 1 日～12 月 1 日までとする。
3. 更新申請には以下の書類を必要とし、更新申請者(該当者)は学会から必要な書類の送付手続きを資格認定委員会に依頼する。
  - 1) 日本医療保育学会認定 「医療保育専門士」 資格更新申請書 (所定の様式)
  - 2) 履歴書 (所定の様式)
  - 3) 活動報告書：5 年間の保育活動の概要等を記載する (所定の様式)
  - 4) 業績取得単位一覧表 (所定の様式)
4. 更新申請には、5 年間の間に一定の業績単位を取得する必要がある。取得単位については、それを証明するものを必ず添付する。
5. 資格更新審査料は 5,000 円、認定更新料は 10,000 円とする。振込先は「みずほ銀行 栃木支店 店番 706 普通預金 口座番号 1989212 (口座名) 日本医療保育学会 資格認定委員会 代表 中村崇江」とする。
6. 疾病、出産・育児、災害等のやむを得ない理由で規定の資格更新申請を行うことができない場合には、あらかじめ資格認定委員会に届出る。資格認定委員会において審議の上、受理された場合は 3 年間の限度として申請を延期することができる。更新時の延期期間は、その資格を停止する。
7. 次の場合には、日本医療保育学会認定 「医療保育専門士」 の資格を喪失する
  - 1) 有効期間を過ぎて資格が更新されなかったとき
  - 2) 本人が資格を辞退したとき
  - 3) 学会員の資格を喪失したとき
  - 4) 日本医療保育学会認定「医療保育専門士」としてふさわしくないと判断されたとき
8. 申請書類に虚偽が認められたとき、および日本医療保育学会認定 「医療保育専門士」としてふさわしくない事実が判明したときは、資格認定委員会および理事会の議決により、資格の取り消し等が行われる
9. 申請事項に次の変更があった場合には、速やかに資格認定委員会に届け出る。
  - 1) 姓名の変更
  - 2) 住所の変更
  - 3) 勤務先の変更
  - 4) その他、申請事項に関わることなど
10. 提出された申請書類、既納の審査料、更新料の返却は行わない
11. 資格更新に関わる連絡・問い合わせは、以下に郵便またはメールで行う。

資格認定委員会事務局

〒173-8602 東京都板橋区加賀 1-18-1 東京家政大学 120-624 子どもの保健研究室内

E-mail : jscech@tokyo-kasei.ac.jp

(なお、問い合わせ後の回答には 2 週間程度かかる事をご了承下さい)

問い合わせの際は、受講番号、氏名、連絡先 (FAX,メールなど) を明記のこと

## 業績単位に関する条件

1. 日本医療保育学会学術集会（1回必須）  
日本医療保育学会全国研修会（1回必須）：25単位以上
2. 専門領域別の学会・研修会：20単位以上（別表－1）
3. 関連学会（別表－1）における演者・座長等の業績あるいは執筆業績：10単位以上
4. 1～3の基準を満たし、なおかつ、5年間に獲得した総単位が70単位以上であること
5. 認定更新に関わる学会が追加された場合には、遡って業績単位として認める

## 業績単位の詳細

1. 日本医療保育学会企画への参加  
日本医療保育学会学術集会：15単位  
日本医療保育学会全国研修会：10単位（2日間開催の場合には15単位）
2. 専門領域別の学会・全国研修会等（別表－1）  
1回につき10単位  
\* 学会等への参加については、参加証を添付する。  
\* 更新申請時、全国研修会への参加を除き、他の業績単位は満たしている場合のみ、当該年度に開催予定の全国研修会参加申込書を添付のうえ申請することを認める。その場合、全国研修会（当該年度）の参加証を受領したのちに追認する。
3. 日本医療保育学会ならびに別表－1に示した学会などにおける発表・執筆業績等
  - 1) 各種学会等における教育講演演者・シンポジスト・研修会演者：10単位
  - 2) 演題発表（口演発表・ポスター発表）の筆頭演者：10単位
  - 3) 学会機関誌「医療と保育」、並びに関連学会機関誌への原著・総説・報告論文：20単位（筆頭著者に限る）
  - 4) 商業専門誌への医療保育に関連した原著・総説・報告論文：15単位（筆頭著者に限る）
  - 5) 専門書籍への医療保育に関連した分担執筆等：10単位
4. 大学、保育専門学校、施設等での講義・講演：10単位  
  
\* 発表・執筆、講義・講演等については、公文書の写しなど証明できるものを添付する

資格認定更新単位にかかわる学会等（日本医療保育学会以外）

<保育・教育関連領域>

日本保育学会  
日本乳幼児教育学会  
日本特殊教育学会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
日本保育協会  
日本医療保育学会ブロック研修会  
日本医療保育学会医療保育専門士スキルアップ研修会  
全国乳児院協議会  
全国乳児院研修会  
乳児院上級職員セミナー

<療育関連領域>

日本発達障害学会  
日本児童精神医学会  
日本自閉症スペクトラム学会  
日本児童青年精神科医療施設協議会  
日本育療学会  
日本重症心身障害学会  
国立病院総合医学会  
独立行政法人国立病院機構全国保育士協議会  
全国肢体不自由児施設運営協議会

<心理・発達関連領域>

日本心理学会  
日本発達心理学会  
日本教育心理学会  
日本臨床心理学会  
日本福祉心理学会

<医療関連領域>

日本小児科学会（分科会含む）  
日本小児看護学会  
日本小児保健協会  
日本保育園保健協議会  
全国病児保育協議会  
日本子ども健康科学会  
乳幼児精神保健学会  
日本外来小児科学会  
日本小児がん看護学会

上記団体の主催する学会および研修会に参加されると更新単位が取得できます。  
参加証や講演など、参加を証明できるものが必要となります。

なお、上記以外の研究班会議や地方限定の研究会は認められませんので、ご注意ください。